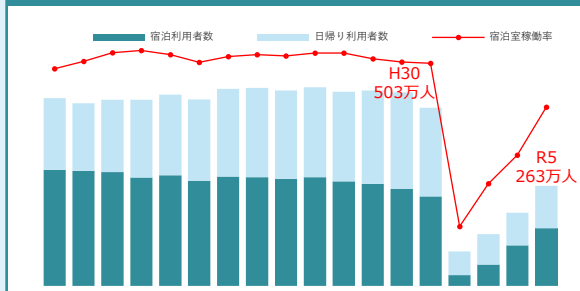


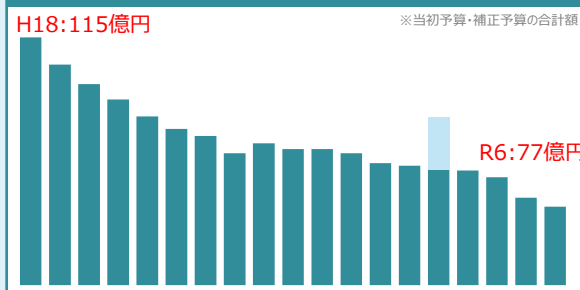
前提となる現状

- 国立青少年教育施設の利用者数の減少
- 学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供の割合の減少
- 利用団体のニーズの多様化
- 体験格差や日常的な体験の場の減少
- 運営費交付金の減少
- 繰越欠損金の拡大
- 施設の老朽化
- 施設の老朽化に伴うメンテナンスコスト増
- インフラマネジメント人材の確保難

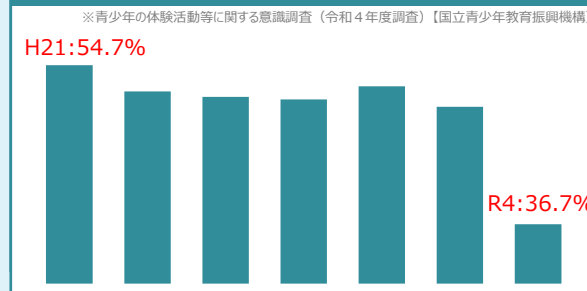
青少年教育振興機構利用者数推移



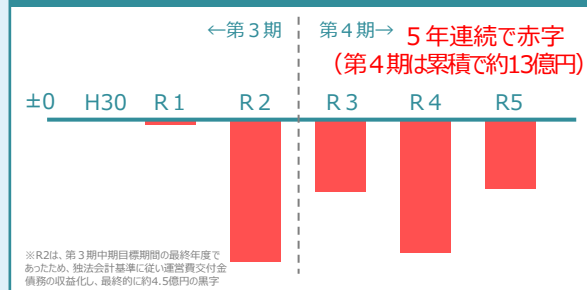
運営費交付金推移



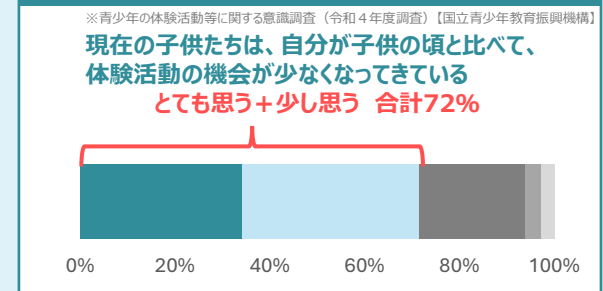
自然体験の行事に参加した子供の割合



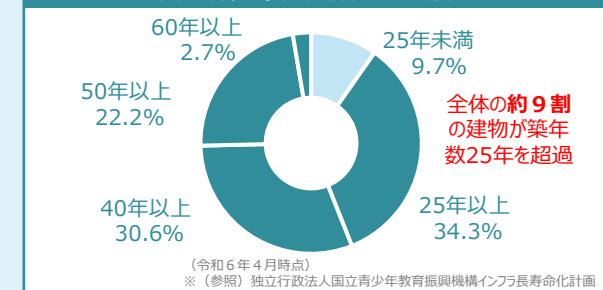
繰越欠損金の推移



青少年の体験活動意識調査



国立青少年教育施設の老朽化



本検討会における論点案（たたき台）

I 教育事業・研修支援事業の在り方について

課 題

- 国立施設の必要性の再確認
- ナショナルセンターとしての他の関係機関への波及
- 社会課題にどのような貢献ができるか（教師の働き方改革、青少年体験活動の減少等）
- 教育プログラムの受益者が青少年であることでのコスト負担の在り様

論点 I - 1 教育プログラムの内容 （地方教育施設が主催する教育事業）

- 国立の青少年教育施設として実施すべき教育プログラムとは何なのか（国立でしかやらないこと。国立でしかできないこと など）
- 教育事業の実施に当たって、社会課題や利用者のニーズを把握するための工夫は十分になされているか
- 多様な体験活動の機会と場を提供する上で、これまでにない形態の取組は考えられないか（近隣の青少年施設を場とした体験活動の提供／出張型体験プログラム／放課後等の日常的な体験活動提供 等）

論点 I - 2 研修支援事業の在り方 （地方教育施設での研修への指導及び助言）

- 学校利用に際しての教員の負担軽減策を講じるために必要なことはどういったものか
- 多様な研修利用者に対応したきめ細かな教育プログラムの提供に向けた工夫はなされているか（研修利用者の属性ごとに必要な指導・助言が適切になされているか）

<議論の視点となるキーワード案>

青少年教育のナショナルセンター、青少年教育研究センター、利用者ニーズの分析、教員負担の軽減、地域全体の青少年教育活性化 など

本検討会における論点案（たたき台）

I 教育事業・研修支援事業の在り方について（続き）

論点 I-3 都市型青少年施設の役割

- 立地条件に恵まれており、これまで青少年機構全体の収益の中核的機能を有していたオリセンの今後の役割についてどのように考えるか

<議論の視点となるキーワード案>

都市型青少年教育施設の役割、法人全体の収益性向上 など

論点 I-4 指導者養成機能の在り方

- 青少年機構の指導者の資質向上のみならず、青少年教育のナショナルセンターとして公立青少年施設や民間青少年団体などの青少年教育指導者の資質向上に対して果たすべき役割をどのように考えるか

<議論の視点となるキーワード案>

指導者研修、指導者の資質向上、地域全体の教育力向上 など

論点 I-5 地方教育施設・オリセンの課題を踏まえた取組の在り方

- 教育事業・研修支援事業・一般利用などのターゲットの拡大をどのように考えるか
- 持続可能な青少年教育事業を実施するに当たって、どのような取組から収益性を確保するべきか
- 多様なニーズや新たな取組を実施するに当たって、青少年機構本部と地方教育施設との関係性をどのように考えるか

<議論の視点となるキーワード案>

利用者属性の拡大、家族・個人利用、企業利用、日本型学習プログラムの提供、国際交流、高収益性事業、オリセンの収益性促進、コスト計算、法人全体での教育事業の企画立案機能の向上 など

本検討会における論点案（たたき台）

Ⅱ 国立青少年教育施設の維持・管理の在り方について

課 題

- 施設の老朽化（経年劣化）によるインフラメンテナンスコストの増加
- インフラメンテナンスに要する人材・予算の不足
- 施設維持管理業務の増大による職員の多忙化（管理業務の合理化・効率化の必要性）
- 閑散期の宿泊稼働率の低下による逸失利益の発生

論点Ⅱ－１ インフラマネジメントの在り方

- 老朽化した施設をどのように維持していくか
- 維持管理に要する人的リソースをどのように確保するか
- 必要なインフラマネジメントコストをどのように確保するか
- インフラのメンテナンスサイクルや今後必要となるインフラマネジメントを踏まえ、現状必要なコストが何であり、将来的なコスト低減に向けて今から行うべきことは何か

論点Ⅱ－２ 一般的な管理運営業務の効率化

- 青少年機構職員が自ら実施しなければならない業務は何なのか
- 管理運営業務の効率化をどのように図るか（内部実施とアウトソーシングの切り分け）
- 閑散期の施設の活用策の検討をどのように図るか
- 施設の適正規模の検討をどのように考えるか
- 管理運営に要するコストをどのように低減させるか

<議論の視点となるキーワード案>

事務手続きの電子化、管理業務のアプリ化、民間活力の導入（PPP・PFI）、コスト計算、管理コストの低減、規模の適正化、合理化・効率化、予防保全、包括民間委託 など

検討会第3回の論点と検討の視点（案）

論点Ⅰ－２ 研修支援事業の在り方（地方教育施設での研修への指導及び助言）

- 学校利用に際しての教員の負担軽減策を講じるために必要なことはどのようなものか

（検討の視点）

- コロナ禍以降、行事自体の縮小・短縮の傾向や、教師の働き方改革が進む中で、学習指導要領解説の中でも「集団宿泊活動については、（中略）いじめの防止や不登校児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等の高い教育効果が期待される。そこで、学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれる。」とされている集団宿泊活動について、中断している行事の復活や、実施期間の長期化にどのような取組が必要か。
- 学校利用の際の、事前準備、活動プログラム検討、児童生徒の安全管理体制の確保などに要する学校の負担に対して、受入施設である地方教育施設として、どのような負担軽減策を実施できるか（又はするべきか）。
- 学校利用に際して、学校や教員が求める活動を地方教育施設が提供できているか。

教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）（抄）

（NPO・企業等多様な担い手との連携・協働）

○「自前主義からの脱却」は学校段階を通じて今後重要となる学校経営の方向性である。学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たす。不登校の児童生徒や引きこもりの青少年の支援などに取り組むNPO法人、子供たちの体験活動の機会提供やICT教育支援を行う企業、部活動を支える地域のスポーツ及び文化芸術団体など、多様な担い手と学校との連携・協働を推進すべきである。

- 多様な研修利用者に対応したきめ細かな教育プログラムの提供に向けた工夫はなされているか（研修利用者の属性ごとに必要な指導・助言が適切になされているか）

（検討の視点）

- 学校、青少年教育団体、サークル、企業など、多様な研修利用者がある中で、それぞれに即した研修プログラムを提供しているか。
- 地方教育施設を利用する研修利用者の求めているニーズを把握しているか。
- 地方施設の限りあるリソースを活用し、質の高い研修プログラムを提供するに当たって、研修を目的とした利用者と、それ以外の利用者（宿泊機能のみの利用者）を分けて考える必要はないか。
- 各施設において、特色ある研修プログラムが提供されているか（そこでしかできない取組となっているか）。

小学校学習指導要領（抄）（平成29年3月31日文科省告示）

※中学校学習指導要領中にも同趣旨の規定あり

第1章 総則の第1（抜粋）

学校の教育活動を進めるに当たっては、（略）道徳教育や**体験活動**、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、**豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。**

同第3（抜粋）

児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、**各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。**

同第6（抜粋）

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、（略）学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、**集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。**

第3章 特別の教科 道徳の第3（抜粋）

（略）特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

第5章 総合的な学習の時間の第3（抜粋）

（4）自然体験やボランティア活動などの社会体験，ものづくり，生産活動などの体験活動（中略）を積極的に取り入れること。

（5）体験活動については、（中略）探求的な学習の過程に適切に位置付けること。

第6章 特別活動の第2（抜粋）

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

【参考】学習指導要領解説 特別活動（抜粋）

宿泊を伴う行事を実施する場合は、（略）**農林水産業に関わる体験活動等その地域の特色や産業等に対する理解を深める活動を取り入れることも望ましい。**また、**集団宿泊活動については、（中略）いじめの防止や不登校児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等の高い教育効果が期待される。**そこで、学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、**一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれる。**

学校における農山漁村体験活動の実施状況

参考②

公立の小学校・中学校・高等学校について、農山漁村体験活動を実施している学校数等の取組状況を調査。

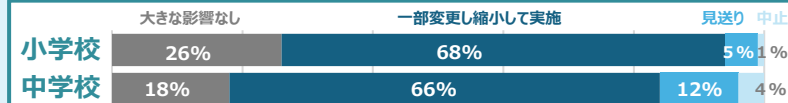
調査の概要

- 調査主体**： 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省
- 調査時期**： 令和3年度における取組状況として、令和4年6月～8月にかけて調査。
- 調査対象**： 公立小学校（19,173校／カバー率98.4%）、公立中学校（9,409校／カバー率91.5%）、公立高等学校（3,996校／カバー率74.3%）
- 調査方法**： 全都道府県・指定都市教育委員会に対して調査票をメールで送付し、調査対象における令和3年度の農山漁村での体験活動（※）の取組状況について回答を依頼。

※ 本調査における「農山漁村での体験活動」の定義
農山漁村その他の豊かな自然環境を有する地域に滞在し、地域の住民と交流しつつ、自然体験活動、農林漁業の体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行うこと。

令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響

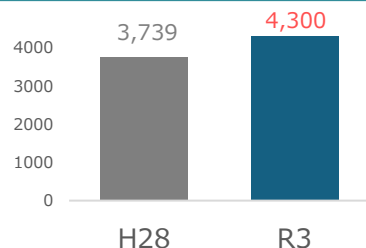
- 小学校のうち約6%で令和3年度の見送り又は中止。約68%は内容を一部変更するなどにより活動を実施。
- 中学校は小学校と比べ、見送り又は中止の割合が高い（約16%）。



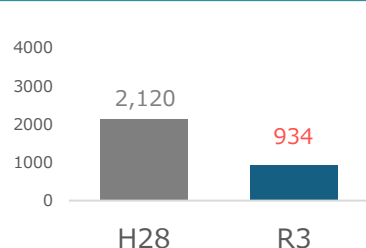
小学校・中学校における宿泊を伴う農山漁村での体験活動の実施状況

- 小学校の令和3年度中の活動数の合計は20,206回。うち、宿泊を伴う活動は4,300回（平成28年度と比較すると561回増加）。
- 中学校の令和3年度中の活動数の合計は3,363回。うち宿泊を伴う活動は934回（平成28年度と比較すると1,186回減少）。

小学校



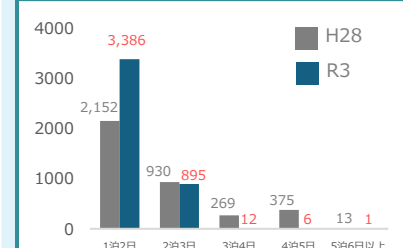
中学校



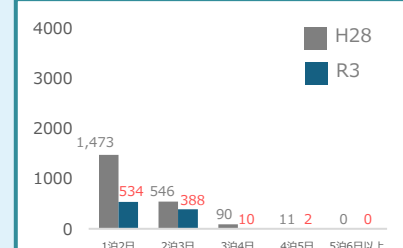
小学校・中学校における宿泊を伴う農山漁村での体験活動の実施期間

- 小学校の活動日数は、1泊2日が最も多く全体の約79%（H28年度比で+1,234件/21ポイント増）。
- 中学校の活動日数も、1泊2日が最も多く全体の約57%（他方で、左記のとおり、全体の活動数が減少している）。

小学校



中学校

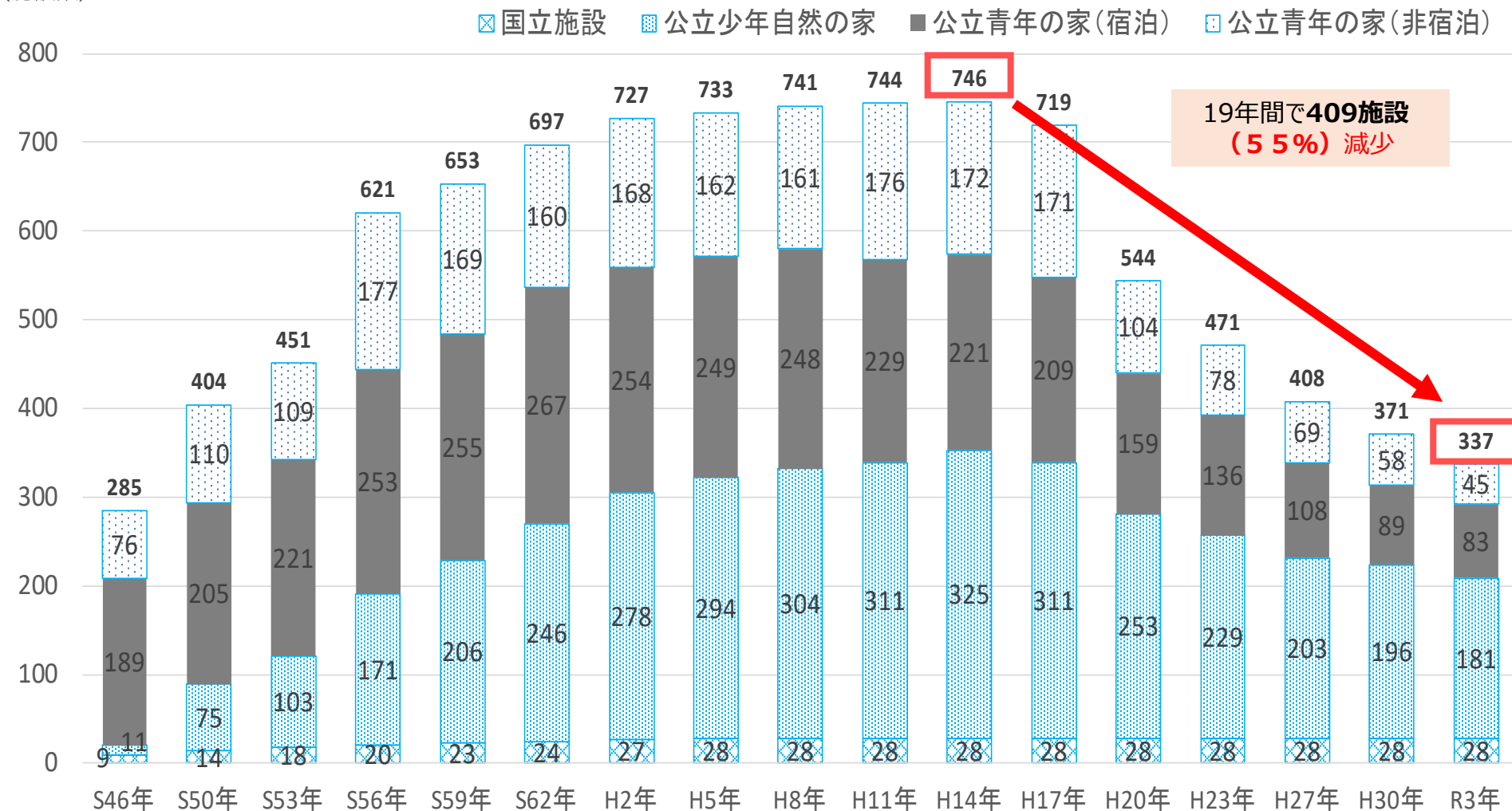


国公立青少年教育施設の数について

参考③

国公立青少年教育施設数は平成14年度の746施設をピークに、年々減少を続け、**令和3年度には337施設に減少**

(施設数)



※1 出典：社会教育調査（文部科学省）

※2 国立施設（独立行政法人）が調査対象となったのは平成20年度調査以降である。

平成17年度以前の国立施設数については、青少年教育課（当時）にて追加。

※3 国立施設には、「その他青少年教育施設（国立オリンピック記念青少年総合センター）」を含む。